

## 2 非常通信協議会

### (1) 非常通信協議会とは

非常通信の円滑な運用を図るには、非常通信計画の策定、通信訓練の実施、その他非常通信に関する周知・啓発に平素から取り組むことが重要です。これらの活動のために、非常通信協議会は昭和 26 年（1951 年）7 月に設立されました。

非常の場合の通信確保の前史としては、大正 11 年（1922 年）6 月携帯型中波無線通信電信電話設備を、東京、札幌両通信局に各 1 台、熊本通信局に 2 台備え、逓信省設置の無線施設相互間において非常の場合の無線回線を設定し、有線電気通信不通時に使用することとし、また、大正 12 年（1923 年）9 月 1 日発生の関東大震災に際しては、有線電気通信施設が完全に破壊され、東京と他地域との通信が途絶したことを教訓に、大正 15 年（1926 年）東京無線電信局ほか 5 局に短波無線施設が設置され、順次全国主要都市にこれら無線施設が設置されました。

これは、今日のように多数の免許人、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持に関係する機関又は団体によって全国的規模をもって構成される非常通信協議会と異なるものではありませんが、今日の非常通信体制のさきがけといえることができます。

このような経過で、今日の非常通信協議会の母体となる形ができたのは終戦直後のことでした。

戦時中の空爆被害による公衆通信網の損傷は、広範であることに加え、復旧資材不足により公衆通信網の復旧・整備の進捗は、思うに任せない事情にありました。さらに、昭和 21、22 年（1946、1947 年）と相次いで発生した風水害に際し、有線電気通信施設の損壊は極めて大きく、このような状況を背景に、昭和 22 年（1947 年）4 月逓信省電波局は、非常災害時において有線回線に障害が発生した場合にも、国家機能の發揮上又は民生の安定上、重要な緊急通信を確実に疎通でき得る臨時的非常無線連絡系を構成するために、現存する逓信省設置の無線施設のほかに、内務省（警察用）、運輸省（鉄道及び気象用）及び漁業用陸上無線設備を含めた総合運用を図る目的で、「非常無線連絡要綱」を策定しました。

この要綱では、非常災害時における重要公衆通信の疎通を図るために、さきに挙げた官庁及び漁業用陸上無線設備も含めた非常無線連絡系を構成するものとし、旧無線電信法第 6 条及び旧勅令第 356 号（明治 33. 8. 31）に基づき、その全部又は一部

を必要に応じて通信大臣が公衆通信のように使用に供することができることとしていました。

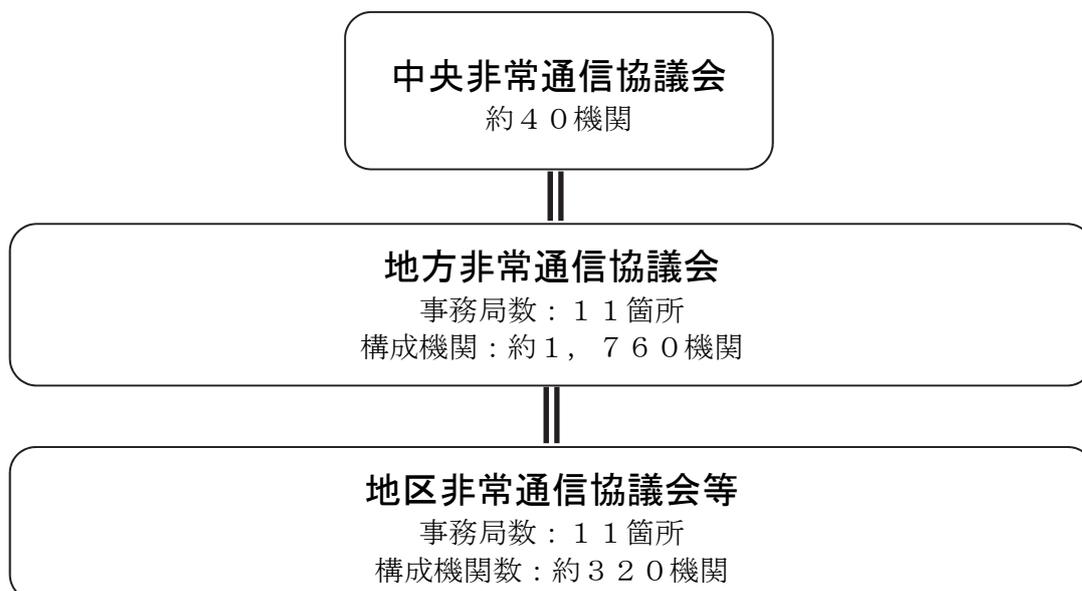
なお、この要綱は、連合国軍最高司令部(以下「GHQ」という。)においても重大な関心を示し、急速に実施し得るよう準備方指示が発され、GHQからの承認に伴い、関係主管局においては、具体的実施細目について検討が進められ、昭和22年(1947年)8月「非常無線通信取扱規約」による非常無線通信実施の運びとなりました。

こうした前史を下敷きに、昭和25年(1951年)6月の電波法の制定に当たっては、同法第74条に「非常の場合の無線通信」が規定され、電波監理委員会と関係省庁との間において数次の検討を重ねた結果、昭和26年(1951年)7月「非常無線通信規約」が成立、続いて中央無線通信協議会結成となり、これに続き、地方、地区においても順次協議会が結成されていきました。

非常通信協議会は、設立当初、電波法第74条第1項に規定する非常の場合の無線通信の円滑な運用を図ることを目的に「非常無線通信協議会」として活動してきましたが、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、無線通信だけでなく有線通信も含めた非常時の通信全般を取り入れ、平成7年(1995年)4月に名称を非常通信協議会に変更して活動を続けております。

## (2) 非常通信協議会の構成

総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、日本放送協会、都道府県、市町村その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者によって構成されています。



※ 地方及び地区非常通信協議会の運営は、都道府県等の協力を得て実施されています。

### (3) 主な活動内容

非常通信協議会では、非常時における通信の円滑な実施を確保するため、以下の活動を行っています。

#### ア 非常通信計画の策定

非常時にも円滑な通信が行えるよう非常通信計画を策定しています。

#### イ 非常通信訓練の実施

災害発生後の公衆回線や消防防災無線の輻輳、商用電源の停電等により、被災想定地と非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）間の情報伝達が行えない場合を想定し、非常用電源の使用や非常通信協議会構成員の保有する回線を活用し、被害情報等の重要な情報を伝達する実践的な非常通信訓練を実施しています。

具体的には、次のような訓練を実施しています。

##### (ア) 全国非常通信訓練

中央非常通信協議会が実施期間を定めて地方及び地区非常通信協議会と連携して全国で行う訓練を実施しています。

##### (イ) 総合防災訓練における非常通信訓練

防災の日（9月1日）及び防災週間に行う中央防災会議主催の総合防災訓練に参加して実施する非常通信訓練で、昭和57年(1982年)から毎年参加し実施しています。

##### (ウ) 各地方又は地区非常通信協議会が独自に行う通信訓練

各地方又は地区非常通信協議会ごとに適宜日時等を定めて実施しています。

#### ウ 非常通信の取扱要請

非常通信協議会は、非常通信規約第5条の3で、構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合やその他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合は、構成員に対して非常通信の取扱要請を行えるよう規定しています。

##### (ア) 要請会議

非常通信規約第5条の2で、非常通信の取扱い要請は、非常通信協議会内に設置した合議機関「要請会議」が行うよう規定しています。

ただし、同会議で協議する時間的余裕がない場合は、中央非常通信協議会会則第8条の4で、要請会議議長が自ら要請を行うことができます。

(イ) 要請の性格

非常通信協議会の行う非常通信の取扱い要請は、構成員の協力を前提として行っています。

エ 非常通信実施体制の総点検

非常時における通信・放送の確保のため、無線局等の設備、運用体制等について総点検を実施しています。

オ 表彰の実施

非常通信の一層の普及・啓発を図ることを目的として、非常通信の実施について特に功績のあった者、又は非常通信協議会の運営について特に功績のあった者に対し、表彰を実施しています。

#### (4) 「防災基本計画」における位置付け

非常通信協議会は、防災基本計画（平成 28 年(2016 年) 5 月 31 日中央防災会議決定修正）において次のとおり位置付けられています。

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(3) 通信手段の確保

- 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

10 防災関係機関の防災訓練の実施

(2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。

(第 3 編地震災害対策編、第 4 編津波災害対策編、第 5 編風水害対策編、第 6 編

火山災害対策編、第7編雪害対策編、第8編海上災害対策編、第9編航空災害対策編、第10編鉄道災害対策編、第11編道路災害対策編、第12編原子力災害対策編、第13編危険物等災害対策編、第14編大規模な火事対策編、第15編林野火災対策編において同旨)

## (5) 「国民の保護に関する基本指針」における位置付け

非常通信協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第32条の規定に基づく「国民の保護に関する基本指針」（平成28年(2016年)8月24日閣議決定）において、次のとおり位置付けられています。

### 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

#### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

##### 2 通信の確保

##### (1) 平素からの備え

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

##### (2) 武力攻撃事態等における通信の確保

- 総務省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。なお、この場合において、非常通信協議会との連携に十分努めるものとする。